

令和8年9月25日

保 護 者 様

大阪市立白鷺中学校
校 長 谷塚 高雅
(担当:事務室 三木)
TEL 6713-0500

就学援助費の支給 及び 就学援助申請（随時・再審査）について

秋分の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標題の件につきまして、下記のとおり就学援助（一般1・一般2）の認定を受けた方および3年生修学旅行費の支給を行いますので、内容をご確認ください。

- 1 支給予定日 令和8年10月8日（木）
- 2 支給方法
 - ・口座利用の方は「徴収金届出口座」または「就学援助届出口座」へ支給されます。
 - ・現金支給の方は別途封筒を配付させていただきます。
- 3 支給額

学 年	内 容	支 給 額	備 考
1 年	入学準備補助金	81,000円	早期1・早期2認定者は支給済み
	生徒費	10,500円	
2 年	生徒費	8,700円	
3 年	生徒費	15,700円	実費額
	修学旅行費	55,213円	

※未納がある、4/2以降の認定日である場合は、上記の金額と異なる場合がございます。

※要保護（生活保護受給）のご家庭は、就学援助費の支給はございません。

ただし、3年生に限り、修学旅行費の支給を行います。

※修学旅行費の明細につきましては、令和8年度3年積立金会計決算報告書（7/3 ミマモルメ配信済み）をご確認ください。一部不参加等により、上記の金額と異なる場合がございます。

※認定保留者、再審査により認定された方は次回以降の支給となります。

就学援助申請（随時） 及び 申請時点からの変更があった場合

年度途中に申請理由に該当されましたら、随時申請が可能です。その場合、認定日は申請日以降になりますので、速やかに提出してください。

【例】・世帯状況の変更により該当することになった。

- ・火災、風水害、震災、その他の災害にあった。
- ・11月から児童扶養手当の支給を受けることになった。

また、現在認定を受けられている方で、申請時点から世帯状況に変更が生じたり、申請理由に該当しなくなった場合は、再審査が必要です。発生次第速やかに事務室までお申し出ください。

【例】・世帯状況の変更があった。

- ・11月から児童扶養手当の支給が終了することになった。